



2021年3月

薄くなった脂肪

公益財団法人 国際通貨研究所
名誉顧問 行天 豊雄

バイデン政権発足1ヶ月で早速内外の難問に悪戦苦闘している。そのうちの 하나가民主党の選挙公約である最低賃金の引き上げである。

米国の連邦最低賃金は11年前から1時間7ドル25セントで変わっていない。民主党は左派のサンダース議員などを中心に、経済格差を解消し、貧困層をなくすためには、最低賃金の引き上げが必要であると強く主張してきた。バイデン大統領も左派の支持を取込むためにこれに同調し、当選すれば「2025年迄に、段階的に、現在の時給7ドル25セントを15ドルに引き上げる」ことを公約した。

そして目下上院で審議中の1兆9千億ドルのコロナ対策経済措置法案にこの引上げ条項を挿入したのである。

ここ迄の話だとそれ程大騒ぎをするようなことではないとも思えるが、実際にはこの最低賃金引上げには非常に根強い反対が今でも続いているのである。

反対論は二つある。一つは、最低賃金を上げると雇用が減るという議論である。賃金コストが上がると、経営力の弱い中小企業はパートタイマーとか、黒人や女性の雇用を減らそうとするから、結果はむしろ反社会主義的だという。議会予算局の指針だとこの引上げで140万人は職を失うが、1,700万人は賃上げの恩恵を受け、90万人が貧困層を抜け出すだろうという。要するにプラス・マイナスがあるということだ。

もう一つの反対は、そもそも政府が私企業の賃金に介入するのはおかしいではないかという議論である。経営者は、コロナがあろうとあるまいと、自社の収益力とさまざまなステークホルダーとの関係の中で賃金コストの適不適を判断せねばならない。政府の介入は無用である。

最低賃金引上げをめぐる議論がたけなわであった2月18日に世界最大の雇用者である小売販売のウォルマート（社員数米国で150万人、その他世界で220万人）がオンライン受注部門の約40万人の時給を現在の14ドルから15ドル以上に上げると発表した。コロナの結果業容が拡大している他企業にも波及するだろうと予想されている。

米国は初動の失敗でコロナの感染者数も死者数も多かった。しかし経済への被害という面では先進国中一番軽微であったし、今年以降の回復も一番早いと思われる。そしてその原因は家計消費の強さなのである。

変化する需要に素早く対応できる企業が沢山あること、可処分所得の増加が常に大きな社会的関心の的であること。こういう社会には自然と危機に対する抵抗力が自然と蓄積されるのである。危機が起こった時にそれにどう対応するかの巧拙の違いが重要であるのは当然だが、より大事なはその経済が打撃を受け止める余力をどれだけ持っているかである。

トランプ時代からの米国経済を見ていると、やはりこの国は昔から貯め込んだ脂肪の層がかなり厚いなどと思わざるを得ない。それに比べると日本は「失われた 30 年」の間にずいぶん基礎体力がなくなってしまったようで、心配である。

(株式会社マネーパートナーズ ホームページへ寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan
Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051
〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階
電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051
e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>